

豊橋市都市計画マスタープラン

2021-2030

TOYOHASHI CITY PLANNING MASTER PLAN

目 次

序章 都市計画マスタープランの改定にあたって.....	5
1. はじめに.....	6
2. 計画の概要.....	7
(1) 計画の位置づけ.....	7
(2) 計画期間.....	7
(3) 計画の構成.....	7
第1章 計画改定の背景.....	11
1. 人口の見通し.....	12
2. 改定の5つの視点.....	13
第2章 基本理念.....	25
1. 都市づくりの基本理念.....	26
第3章 都市づくりの目標像と基本方針.....	27
1. 目標像と基本方針.....	29
2. 将来都市構造.....	38
3. 豊橋市立地適正化計画の方針.....	40
4. 立地適正化計画における市街化区域の都市集約のイメージ.....	42

第4章 分野別の方針	45
1. 土地利用	47
(1)市街化区域の方針	47
(2)市街化調整区域の方針	50
2. 公共交通	53
(1)広域公共交通	53
(2)公共交通幹線軸	53
(3)支線公共交通・アクセス交通	54
(4)交通結節点	55
3. 道路	57
(1)広域幹線道路等	57
(2)自転車通行空間・歩行空間	58
4. 公園・緑地	60
(1)公園・緑地	60
(2)緑化	61
5. 河川・下水道	63
(1)河川	63
(2)下水道	64
6. その他都市施設等	65
(1)市場・と畜場	65
(2)駐車場	65
(3)ごみ処理施設	65
(4)広域交流施設	66
(5)その他施設	66

7. 市街地整備	67
(1) 中心市街地整備	67
(2) 計画的市街地整備	68
(3) 既成市街地整備	69
8. 景観形成	70
(1) 里山の景～東部丘陵地域～	70
(2) 川の景～豊川沿川地域～	70
(3) 港の景～三河湾沿岸地域～	71
(4) まちの景～市街地地域～	71
(5) 農の景～南部田園地域～	72
(6) 海の景～表浜沿岸地域～	72
9. 都市防災	74
(1) 防災まちづくり	74
(2) 都市施設	75
(3) 建築物	76
第5章 計画推進のために	79
1. 協働による都市づくりの推進	81
2. 都市づくりに関する情報提供	83
3. 都市計画制度等の活用	83
4. 関係機関や関連計画との連携	84
5. 計画の進捗管理と見直し	85
参考資料	91
1. 策定体制	92
(1) 策定体制	92
(2) 策定アドバイザー会議名簿	93
2. 策定経緯	94
3. 用語解説	95

序章

都市計画マスタープランの改定にあたって



1 はじめに

豊橋市は、古くは城下町や宿場町、湊町として栄えてきました。そして、戦後の戦災復興都市計画により市街地が整備され、計画的な都市づくりが進められてきました。東三河の広域的な都市拠点である豊橋駅は、新幹線をはじめとする各社の路線が乗り入れ、路面電車は市民の足として「市電」の愛称で親しまれています。また、都市部を中心に道路網が放射環状型に広がるなど、都市基盤が整えられるとともに、三河港を拠点とする物流、全国有数の産出額を誇る農業など、産業や経済は大きく発展を遂げ、現在の恵まれた都市環境が整ってきました。

しかし、本格的な人口減少や超高齢社会の到来をはじめとし、地球環境問題の切迫や大規模自然災害の頻発、急速に進歩する情報通信技術など、都市づくりを進める上での社会情勢は大きく変化してきています。

加えて、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機に新しい生活様式・行動変容が求められる中、まちなかを中心に、道路空間などのオープンスペースの柔軟な活用が重要となってきています。

一方、リニア中央新幹線の開業により広域的なヒトの移動が活性化することが予測されるとともに、本市においても浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）や豊橋新城スマート IC（仮称）が実現することで、都市の構造が変わるなど、今後ヒトとモノの動きが大きく変化することが見込まれます。

こうした中、本市では世界共通の目標である持続可能な開発目標「SDGs」の達成に向け、その理念に沿った取り組みを積極的に推進し、持続可能なまちの実現を目指しています。

今回、これらの社会情勢や本市を取り巻く都市構造の変化を的確に捉えたこれからの時代にふさわしい都市計画マスタープランをとりまとめました。

これまで築いてきた都市づくりの基盤を継承するとともに、本計画においてもSDGsの目標を踏まえ、市民一人ひとりが安心して暮らし続けることができる都市を目指していきます。

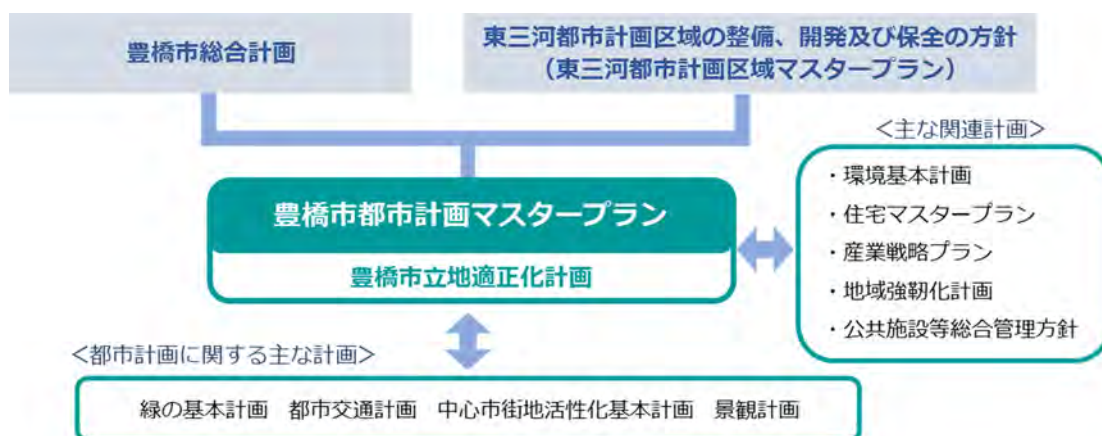
2 計画の概要

(1) 計画の位置づけ

都市計画マスタープランは、将来の都市の姿やその実現に向けた土地利用をはじめとする都市づくりの基本的な方針を明らかにするもので、都市計画に関する総合的な指針としての役割を果たすものです。（都市計画法第18条の2）

本計画は、「豊橋市総合計画（基本構想）」及び、愛知県が策定する「東三河都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」に即して定めます。また、都市計画マスタープランの一部とみなされる「立地適正化計画」の方針を位置づけ、「環境基本計画」など関連する諸計画とも調整・整合を図ります。

図 計画の位置づけ



(2) 計画期間

都市づくりには長い年月が必要であることから、本計画においてはおおむね20年後の都市の姿を展望した上で、都市の目標像と基本的な方針を定めます。

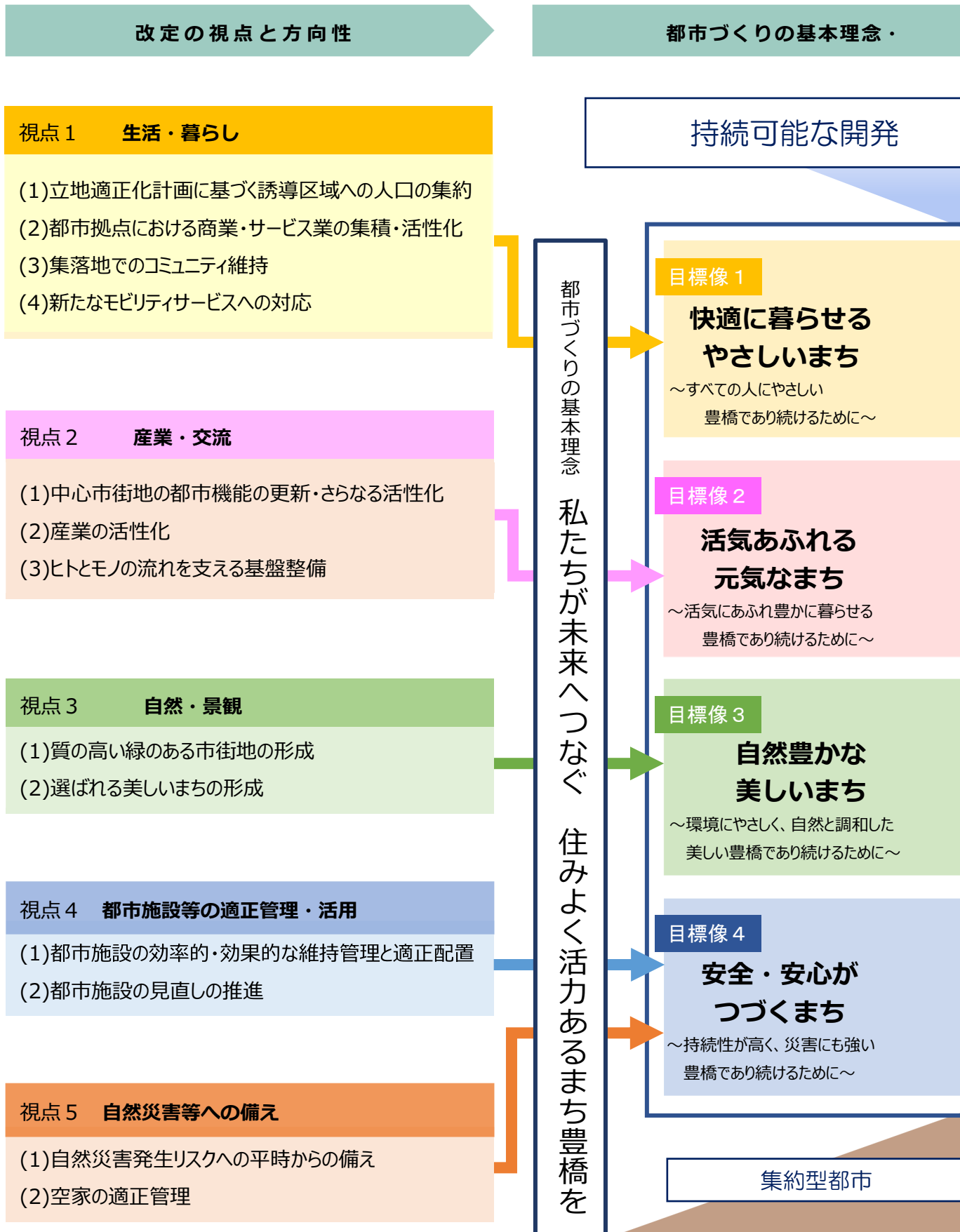
また、分野別の方針における目標年次は、2030（令和12）年度とします。



(3) 計画の構成

まちの現況と今後の方向性を踏まえた改定の5つの視点を設定し、都市づくりの基本理念と、基本理念を踏まえて定めた4つの都市の目標像から分野別の方針までを整理し、次頁に示します。

■ 計画の構成図



都市の目標像と基本方針

目標 (SDGs)

【基本方針】

- ①まとまりのある都市づくり
- ②拠点づくりと生活圏の形成
- ③多様な選択ができる公共交通ネットワークの形成

立地適正化計画を反映

【基本方針】

- ①にぎわいと交流の拠点づくり
- ②さらなる産業の活性化に向けたヒトとモノの流れを支える基盤整備
- ③交通基盤を活かした産業基盤の整備

【基本方針】

- ①自然と調和する美しい都市づくり
- ②人と環境にやさしい都市づくり

【基本方針】

- ①大規模自然災害等に備えた安全で安心な暮らしの確保
- ②持続可能な都市経営を見据えた都市施設の配置

構造への転換

分野別の方針

1 土地利用

- 市街化区域の方針
 - 住居系地域 商業系地域 工業系地域
- 市街化調整区域の方針
 - 集落地域 農業地域 自然地域 工業系地域

2 公共交通

- 広域公共交通
- 公共交通幹線軸
- 支線公共交通・アクセス交通
- 交通結節点

3 道路

- 広域幹線道路等
- 自転車通行空間・歩行空間

4 公園・緑地

- 公園・緑地
- 緑化

5 河川・下水道

- 河川
- 下水道

6 その他都市施設等

- 市場・と畜場
- 駐車場
- ごみ処理施設
- 広域交流施設
- その他施設

7 市街地整備

- 中心市街地整備
- 計画的市街地整備
- 既成市街地整備

8 景観形成

- 里山・川・港・まち・農・海の景

9 都市防災

- 防災まちづくり
- 都市施設
- 建築物

第1章

計画改定の背景



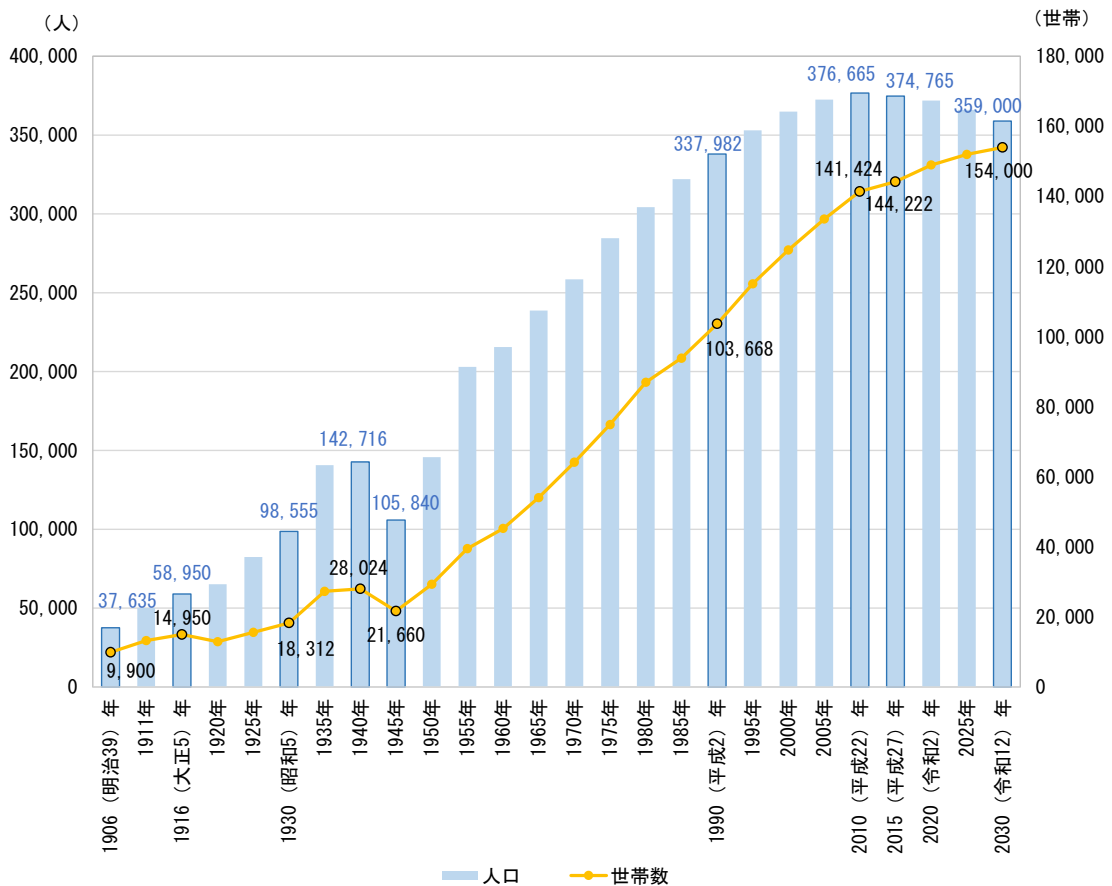
1 人口の見通し

本市の人口は2010（平成22）年に376,665人でピークとなり、その後5年間で1,900人減少し、2015（平成27）年には374,765人となりました。また、2020（令和2）年以降の将来人口を推計すると、本市の人口は2030（令和12）年に359,000人まで減少していくことが見込まれます。

こうした中、本市では、2018（平成30）年9月に、人口減少を見据え、集約型都市構造への転換を図る「豊橋市立地適正化計画」を策定しました。また、2019（令和元）年度にはSDGsの達成に向け優れた取り組みを提案した自治体として、「SDGs未来都市」に選定され、「誰一人取り残さない」社会の実現に取り組んでいます。

本計画においても、社会情勢の変化に対応しつつ、柔軟かつ持続力のある新たな都市づくりの方針を示していくことが必要です。

図 人口・世帯数の推移と推計



※2020(令和2)年以降はコーホート要因法による推計値

(資料:国勢調査)

2 改定の5つの視点

都市づくりの方針を示すにあたっては、本市の強みである自然環境（『自然・景観』）を活かしながら、人口減少や高齢化が進行する中であっても市民の快適な『生活・暮らし』を支えていくことを念頭に置く必要があります。

また、持続可能な都市を形成する観点から、産業の活性化や交流を促進（『産業・交流』）することや、財政状況が厳しい中、これまで整備してきた既存ストックの利活用（『都市施設等の適正管理・活用』）も検討する必要があります。

さらには、昨今、全国で自然災害が頻発化・激甚化する中、市民の安全・安心を確保する『自然災害等への備え』が都市づくりにも求められています。

これらのことを踏まえ、『①生活・暮らし』『②産業・交流』『③自然・景観』『④都市施設等の適正管理・活用』『⑤自然災害等への備え』の5つの視点を設定し、まちの現況や都市づくりの改定の方向性を整理し、新たな都市の姿として都市づくりの基本理念と目標像を示していきます。

図 改定の5つの視点

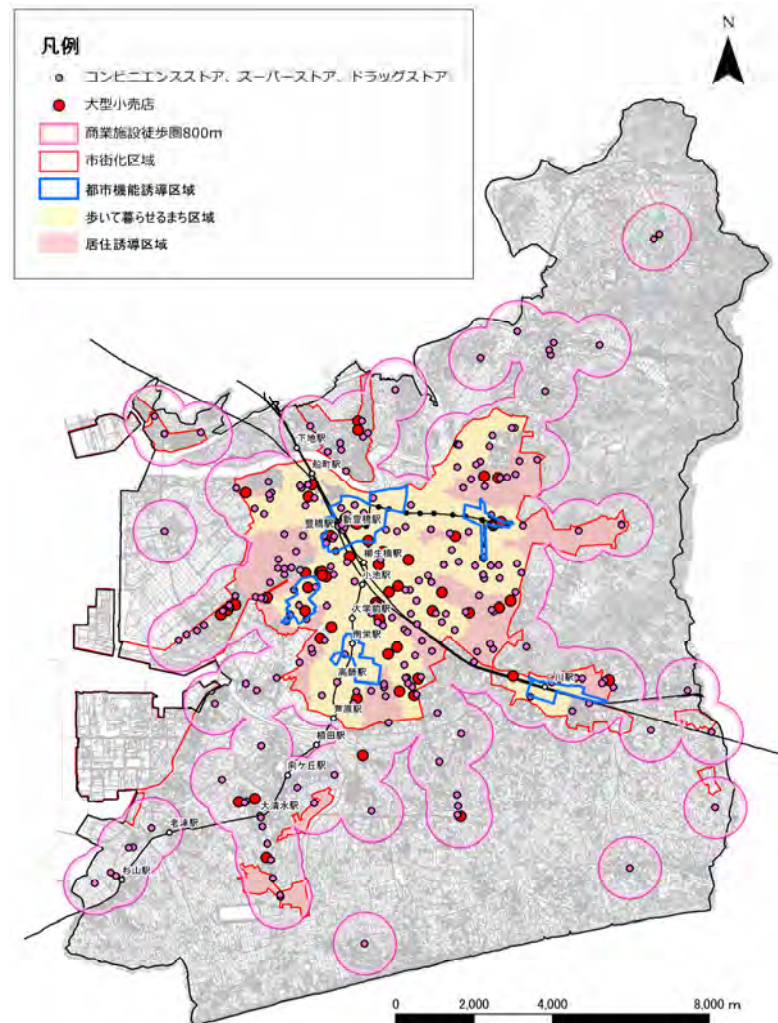


視点1 生活・暮らし

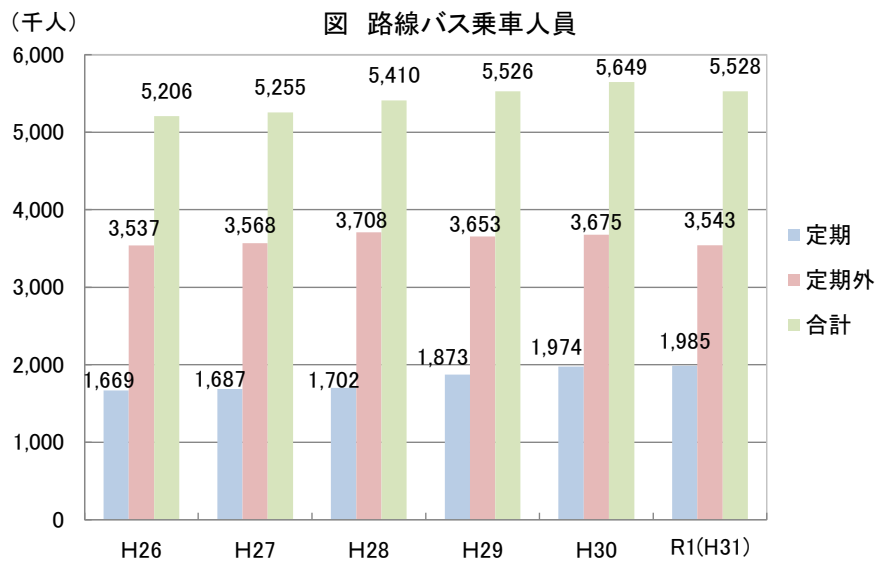
<まちの現況>

- (1)・2018（平成30）年9月に豊橋市立地適正化計画を策定しました。同計画では、都市機能誘導区域・居住誘導区域を設定し、集約型都市構造への転換を図っています。さらに、都市機能誘導区域及び公共交通幹線軸沿いに「歩いて暮らせるまち区域」を本市独自に設定し、居住を積極的に誘導しています。
- (2)・豊橋駅周辺の商業地域や路面電車・豊橋鉄道渥美線沿線等の近隣商業地域では、住居系土地利用が主となっています。一方、幹線道路の沿道では自動車での利用を主としたロードサイド施設の立地が進行しています。
- (3)・市街化調整区域にも多くの既存集落が点在し、主要幹線道路の沿道には店舗等が立地しています。
- (4)・利用促進策などの取り組みにより、公共交通利用者数は横ばいとなっています。
 - ・主要な駅や停留場周辺では駐輪場や駐車場の整備が進み、サイクル&ライドやパーク&ライドの利便性が高まっています。

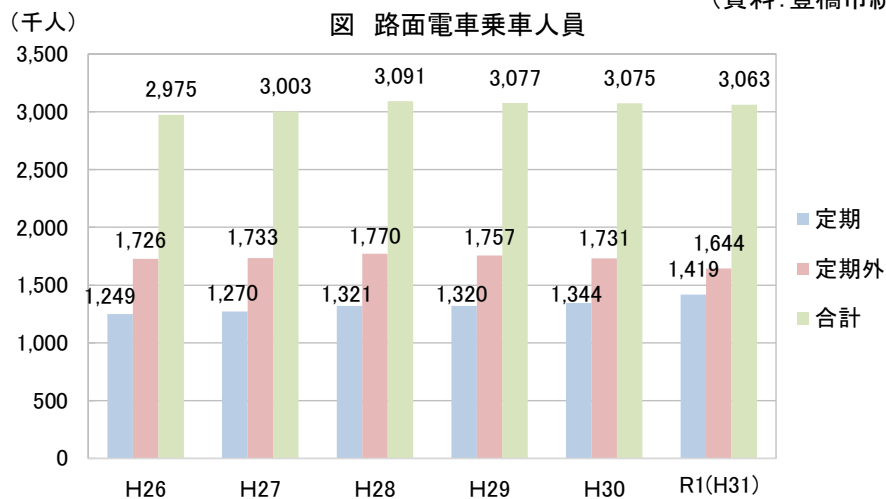
図 商業施設の分布



(資料: 全国大型小売店総覧 2020、iタウンページデータベース)



(資料: 豊橋市統計書)



(資料: 豊橋市統計書)

改定の方向性

- (1) 立地適正化計画に基づく居住誘導区域への人口の集約
 - ➡ 豊橋駅周辺での土地の高度利用や「歩いて暮らせるまち区域」への居住者の誘導等
 - ➡ 誰にとっても便利な日常生活の維持・確保 (多様なニーズに対応した居住の場の確保、歩いて暮らしやすい生活圏の形成)
- (2) 都市拠点における商業・サービス業の集積・活性化
 - ➡ 都市機能誘導区域における商業機能の立地誘導
- (3) 集落地でのコミュニティ維持
 - ➡ 集落地の集約を前提とした、必要な生活機能の維持によるコンパクトコミュニティの推進
- (4) 新たなモビリティサービスへの対応
 - ➡ 新技術の活用による公共交通の利便性向上や効率化

視点2 産業・交流

<まちの現況>

- (1)・豊橋駅周辺の都市拠点では、商業施設・業務施設・文化施設などの都市機能が備わっています。
 - ・再開発事業等により、まちなか居住を推進するとともに、まちなかの文化と交流の機会を創出する「まちなか図書館（仮称）」（2021（令和3）年度開館予定）の整備のほか、「穂の国とよはし芸術劇場（プラット）」での催し物、まちなか歩行者天国やまちなかマルシェの開催などにより、中心市街地のにぎわいや回遊性の向上に取り組んでいます。
 - ・中心市街地のにぎわいを測る休日歩行者通行量は一定数を維持しています。
- (2)・本市の製造品出荷額等は、近年、増加傾向にある一方、事業所数は減少傾向です。
 - ・産業用地における立地企業は増加していることから、新たに三弥町において地区計画を設定し工業団地の造成に着手するとともに、東細谷町においても工業団地の整備を進めています。
- (3)・名豊道路（国道23号バイパス）では、豊橋・豊橋東バイパス区間において4車線化工事が進められました。また、沿道では交流拠点機能を持つ本市初の道の駅「とよはし」が開駅しました。

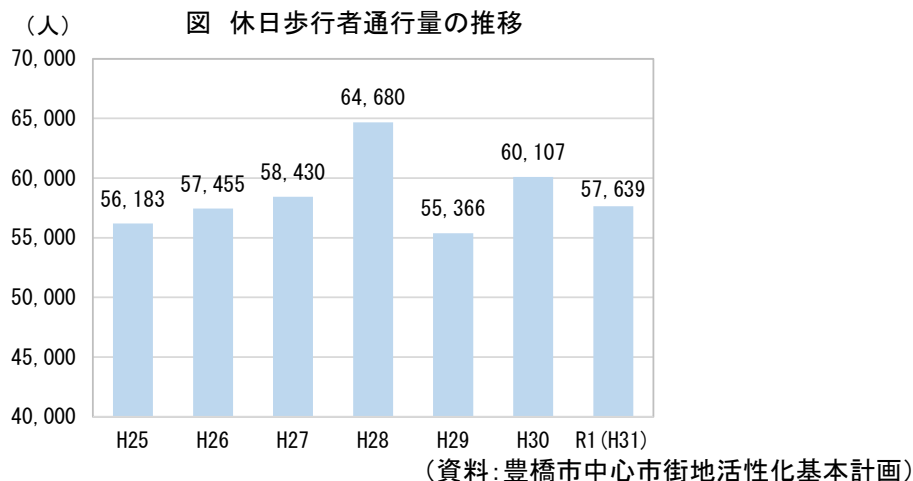
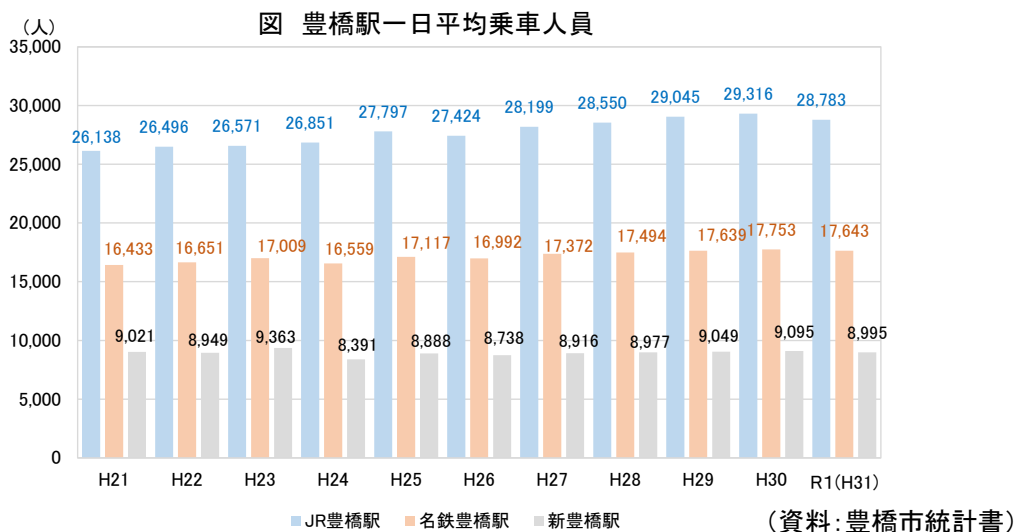
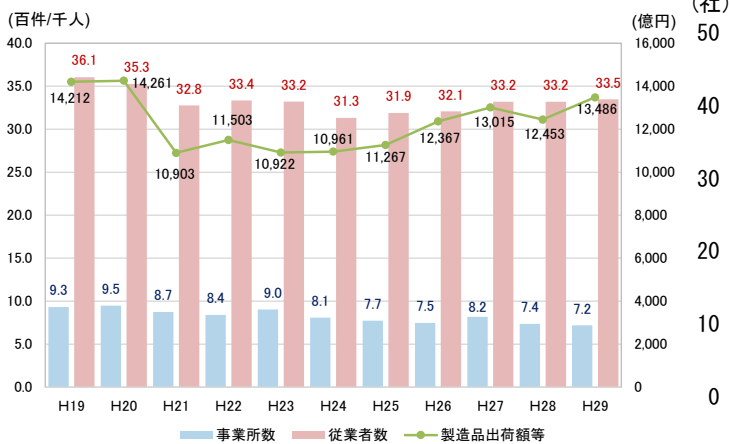
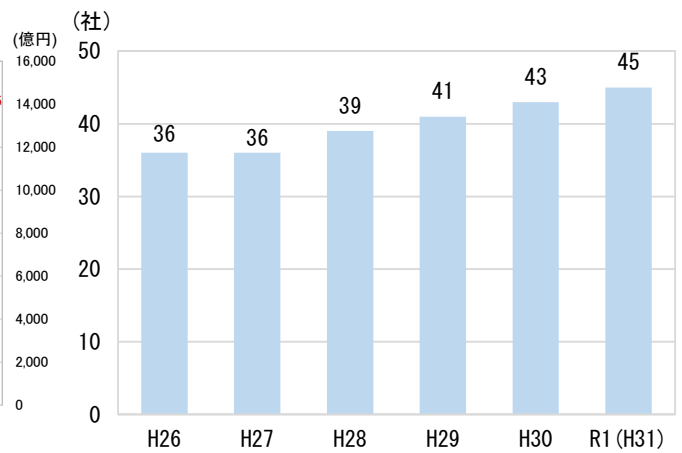


図 製造品出荷額等及び事業所数、従業者数
(従業員4人以上)の推移



(資料:工業統計調査)

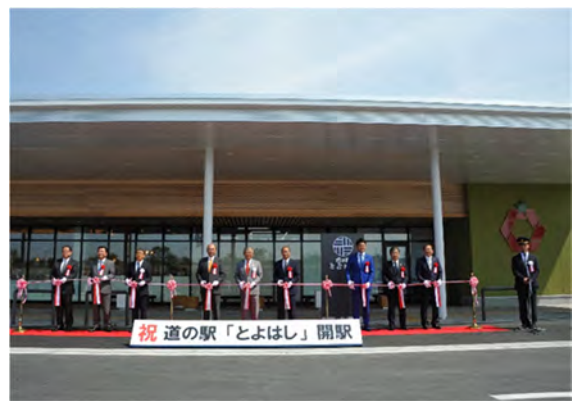
図 産業用地における立地企業数



(資料:豊橋市)



まちなか歩行者天国の様子



道の駅「とよはし」開駅の様子

改定の方向性

(1) 中心市街地の都市機能の更新・さらなる活性化

➡ 豊橋駅周辺での再開発事業等による土地の高度利用・老朽建物の建て替え促進とストックの活用・民間投資の呼び込み、公共空間を活用したイベント等の開催、まちづくりプレイヤーの発掘・育成につながる仕組みづくり

(2) 産業の活性化

➡ リニア中央新幹線開業を見据え、サービス水準の向上が見込まれる豊橋駅へのアクセス向上や観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を活かした交流拠点の形成、交通基盤を活用した工業団地の造成

(3) ヒトとモノの流れを支える基盤整備

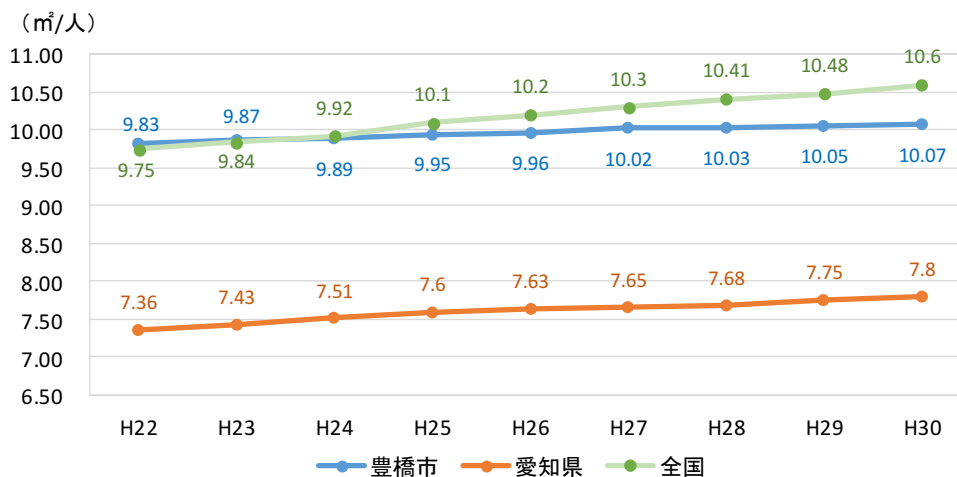
➡ 広域的な幹線道路の整備促進、幹線市道の整備推進

視点3 自然・景観

<まちの現況>

- (1)・市民に安心感と快適な道路空間をもたらす街路樹の整備が進んでいます。
 - ・身近な公園だけでなく、歴史や自然、運動など魅力ある公園が整備されており、都市公園の市民一人当たりの面積は、都市公園法施行令の標準である 10 m²を超えています。
 - ・緑に関する市民アンケート結果によると、「量」の満足度に比べ「質」の満足度の改善は見られません。
- (2)・二川宿周辺では、地域住民の合意形成が図られたところから順次、景観形成地区を拡大しており、景観に配慮した建築工事を支援することで、本陣などの歴史的な建造物に調和したまちなみ景観形成が進んでいます。
 - ・曙町松並地区の民間による大規模複合開発地では、地区計画の運用により、緑あふれる良好な景観形成が進んでいます。

図 都市公園の市民一人当たりの面積



(資料:豊橋の公園緑地)

図 緑の量と質に関する市民アンケート結果

	量も質も十分	量は十分 質は不十分	量は不十分 質は十分	量も質も不十分	わからない
2019年	25.2	20.7	9.0	16.6	22.6
2010年	23.3	14.4	9.1	23.1	24.2

(資料:とよはし緑の基本計画 2021-2030)



整備された街路樹



自然豊かな都市公園



地区計画による景観形成(曙町松並地区)

改定の方向性

- (1) 質の高い緑のある市街地の形成
 - ➔ 身近な緑の質の向上、緑の活用
- (2) 選ばれる美しいまちの形成
 - ➔ 景観計画に基づく、規制・誘導の推進

視点4 都市施設等の適正管理・活用

<まちの現況>

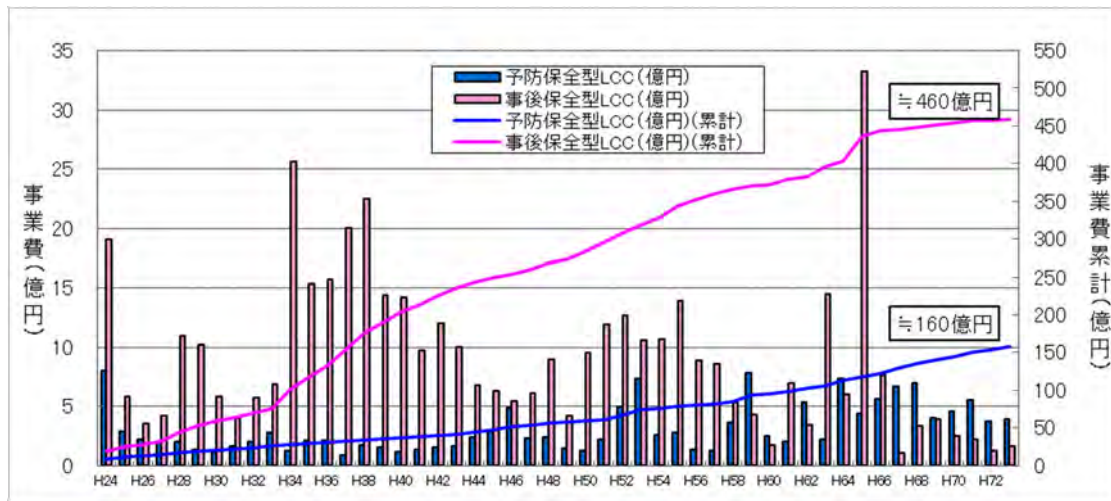
- (1)・本市における建物や道路、橋りょうなどの多くが昭和40年代から昭和50年代に整備されており、老朽化に伴ってこれから一斉に更新時期を迎えることから、2017(平成29)年に豊橋市公共施設等総合管理方針を策定し、これらの施設の総合的かつ計画的な管理と最適化に向けた取り組みを進めています。
- ・本市の都市計画道路の整備率は約73%です(2020(令和2)年9月時点)。下水道は、主に市街化区域では、公共下水道として計画処理面積5,044ha、うち整備済みは4,440ha、整備率は約88%です。このほか、主に市街化調整区域では、地域下水道として約972haが整備済みです(2020(令和2)年3月時点)。
- (2)・本市の都市計画道路の未整備区間の大半は、都市計画決定されてからすでに30年以上経過しており、計画の見直しを進めています。また、都市計画公園についても長期にわたり未整備となっている公園が存在します。
- ・土地区画整理事業は3地区で施行中となっており、宅地や道路の整備を行っています。一方で、都市計画決定されたものの、長期間にわたって事業化されていない地区も存在します。

図 都市計画道路の整備状況(2020(令和2)年9月時点)



(資料:豊橋市)

図 主要な橋りょう(331 橋)の年度別事業費の比較



(資料: 豊橋市公共施設等総合管理方針(2017(平成 29)年策定))



機能を複合化した施設
(大清水まなび交流館「ミナクル」)



長寿命化計画に基づく橋りょうの点検

改定の方向性

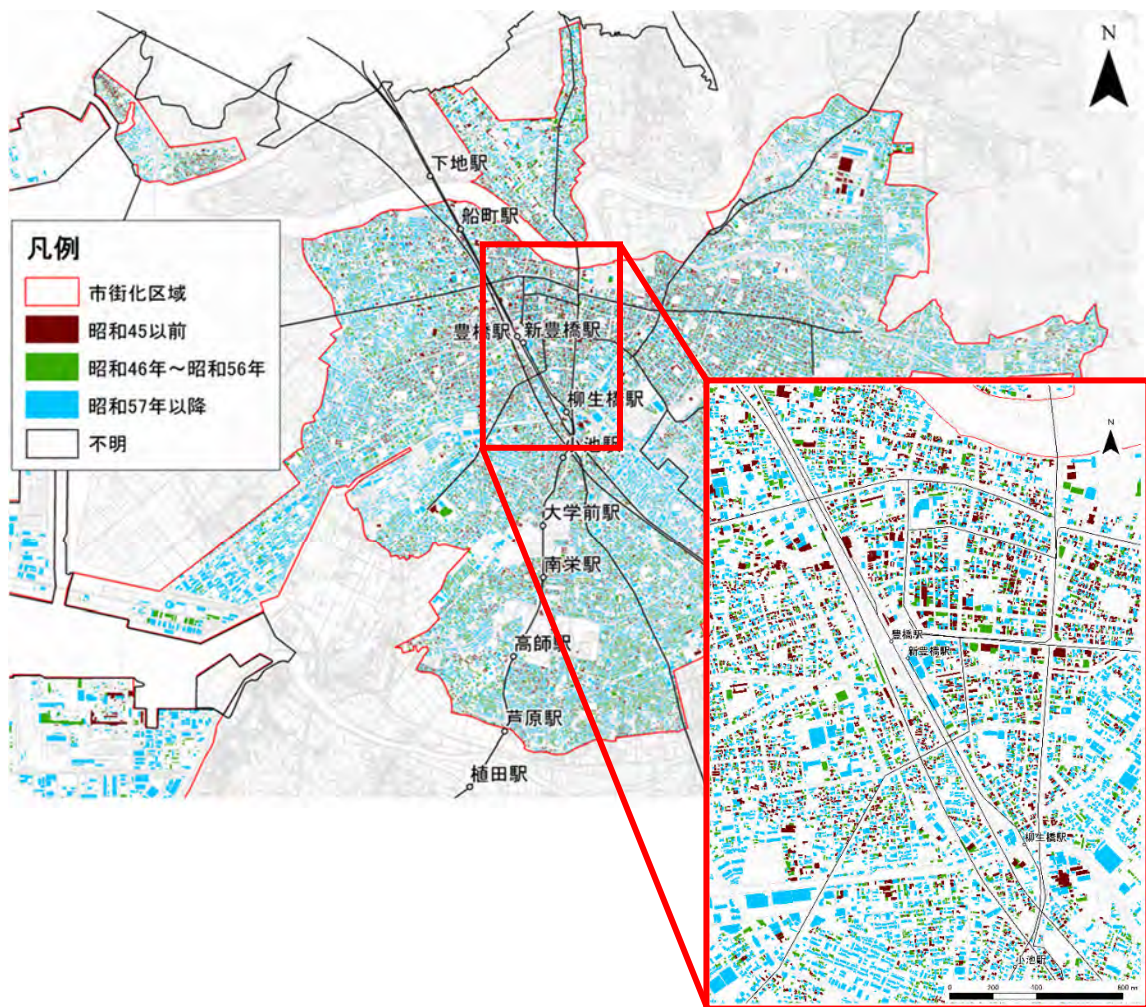
- (1) 都市施設の効率的・効果的な維持管理と適正配置
 - ➔ 長寿命化計画等に基づく維持管理の推進、民間活力の導入による公共空間の維持管理・有効活用、都市施設の適正配置
- (2) 都市施設の見直しの推進
 - ➔ 「豊橋市都市計画道路見直し結果」に基づく未整備都市計画道路の整備や都市計画手続き(変更・廃止等)の推進、未整備となっている都市計画公園や土地区画整理事業地の検討

視点5 自然災害等への備え

〈まちの現況〉

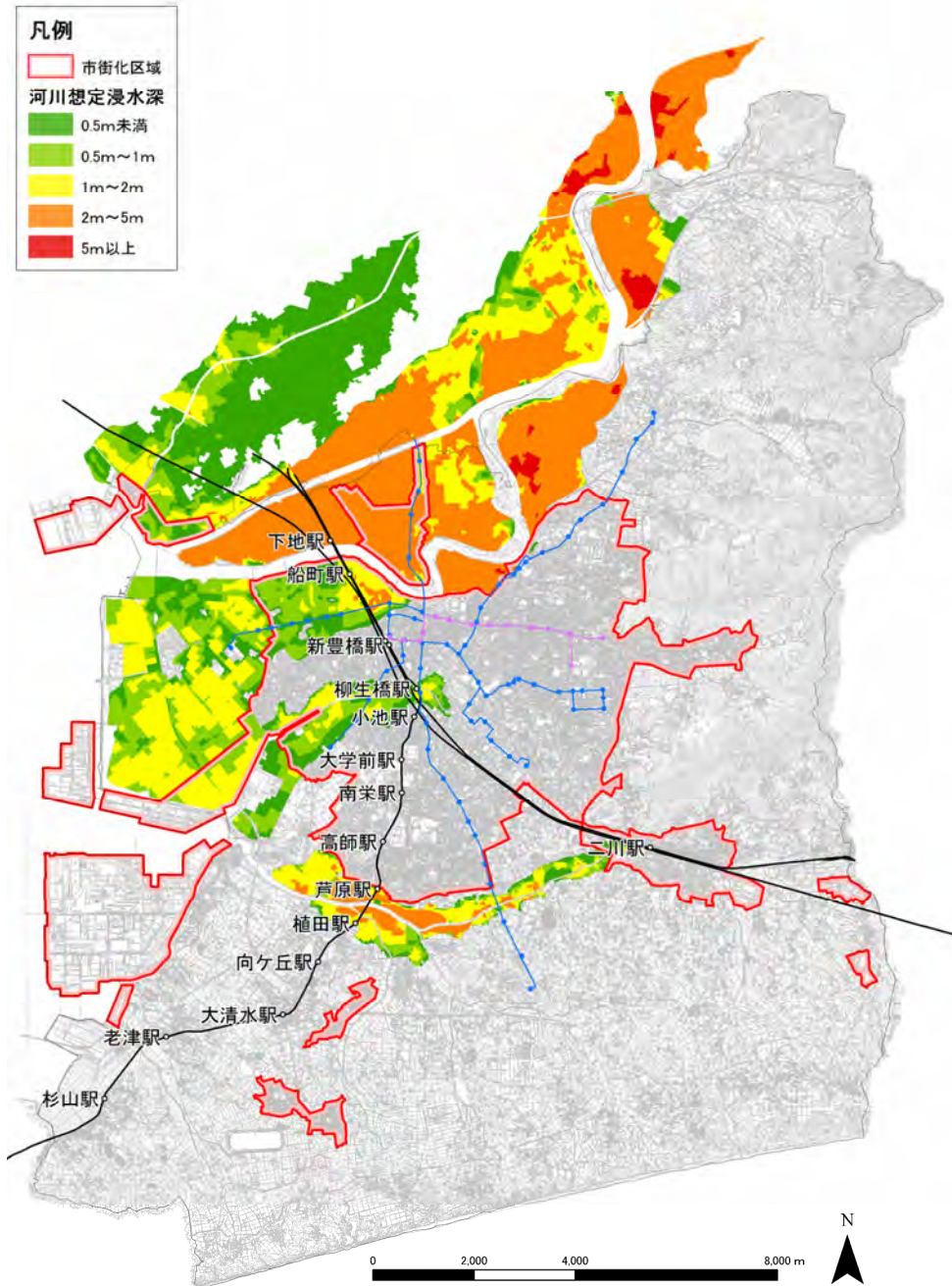
- (1)・本市では1945(昭和20)年の三河地震をはじめ、過去に大地震に襲われ、大きな被害を受けています。
 - ・近年、南海トラフを震源とする巨大地震の発生が懸念されており、対策を進めています。
 - ・市内には大雨や台風による浸水被害、高潮、土砂災害が想定される区域や地震に伴う津波、液状化、土砂災害の危険性が高い区域が存在します。
 - ・市街化区域内には新耐震基準以前(1981(昭和56)年以前)に建てられた建物が広く分布しており、特に豊橋駅周辺では多く残っています。
 - ・人口減少や少子高齢化に加え、世帯構成の変化などにより、近所づきあいが希薄化し、地域活動が低下しています。
- (2)・特に豊橋駅周辺や路面電車沿い等の古くからの既成市街地において、高齢化等により管理の行き届かない空家が発生しています。

図 建築年代別の建築物分布状況(2017(平成29)年)



(資料:都市計画基礎調査)

図 河川想定浸水深(計画規模)(2016(平成28)年5月時点)



(資料:豊橋市)

改定の方向性

- (1)近年頻発する大雨や南海トラフ地震等の自然災害発生リスクへの平時からの備え
 - ➡立地適正化計画に基づく適切な居住誘導の推進、安全・安心を確保するための防災拠点・防災施設の整備・管理
 - ➡老朽建築物の耐震化
 - ➡市民主体の防災まちづくりの意識醸成、地域コミュニティの維持
- (2)空家の適正管理
 - ➡災害リスクの高い空家対策

第2章

基本理念



1 都市づくりの基本理念

私たちのまち豊橋は、表浜海岸や弓張山地など豊かで美しい自然環境と温暖な気候に恵まれるとともに、日常生活に必要な店舗や病院が適度に分布し、路面電車をはじめとした公共交通が整備されるなど、生活利便性の高い暮らしやすいまちとされています。さらに、世界に誇る三河港や全国有数の農業産地を有するなど、力強い産業が本市の発展を支えています。こうしたまちの特色が他にはない特別な魅力として、「住みよいまち」を形成しています。

しかし、発展を続けてきたこれまでとは異なり、昨今、わが国では人口減少や少子高齢化の時代を迎え、本市においても労働力不足や社会保障費の増大など、市民の生活への影響が懸念されています。また、近年、頻発化、激甚化する自然災害等への備え、老朽化した都市施設等の更新など、多様な問題に対応しながら、SDGsの目標でもある持続可能な都市づくりを進めていかなければなりません。

「住みよさ」は、先人たちのたゆまぬ努力によって築かれてきた私たちのまちの魅力です。この「住みよさ」を将来につなげるとともに、これから迎える新たな時代にあたり、さらなるまちのにぎわいや産業の発展により、活力あるまちになるよう、「私たちが未来へつなぐ 住みよく活力あるまち豊橋を」を基本理念とします。

都市づくりの
基本理念

私たちが未来へつなぐ
住みよく活力あるまち豊橋を

第3章

都市づくりの目標像と基本方針



1 目標像と基本方針

本市が目指す都市の姿として、都市づくりの基本理念のもと、20年後を展望する長期的な視点から、「快適に暮らせるやさしいまち」「活気あふれる元気なまち」「自然豊かな美しいまち」「安全・安心がつづくまち」の4つの目標像を掲げ、それぞれにおける都市づくりの基本方針を示します。

目標像 1

快適に暮らせるやさしいまち

～すべての人にやさしい豊橋であり続けるために～

【基本方針】

- 1 まとまりのある都市づくり
- 2 拠点づくりと生活圏の形成
- 3 多様な選択ができる公共交通ネットワークの形成

目標像 2

活気あふれる元気なまち

～活気にあふれ豊かに暮らせる豊橋であり続けるために～

【基本方針】

- 1 にぎわいと交流の拠点づくり
- 2 さらなる産業の活性化に向けたヒトとモノの流れを支える基盤整備
- 3 交通基盤を活かした産業基盤の整備

目標像 3

自然豊かな美しいまち

～環境にやさしく、自然と調和した美しい豊橋であり続けるために～

【基本方針】

- 1 自然と調和する美しい都市づくり
- 2 人と環境にやさしい都市づくり

目標像 4

安全・安心がつづくまち

～持続性が高く、災害にも強い豊橋であり続けるために～

【基本方針】

- 1 大規模自然災害等に備えた安全で安心な暮らしの確保
- 2 持続可能な都市経営を見据えた都市施設の配置

目標像

1

快適に暮らせるやさしいまち

～すべての人にやさしい豊橋であり続けるために～

自家用車に過度に頼らなくても、拠点や生活圏に応じた過ごし方、暮らし方ができるまちを目指します。

【目指すまちのイメージの一例】

このまちに引っ越したんだから、今日は車じゃなくて歩いて出かけよう。
お買い得なスーパー、ボクの公園、優しい…けどちょっと怖い歯医者さん。
歩いて、自転車。あれこれめぐったら良い運動になっちゃった。

出かけるほど暮らしやすさを実感し、ちょっとした魅力が発見できる。
そんなまちを目指します。



「おはようございます」「はい、おはよう」「足元、気を付けてくださいね。」
目的が違ういろんな人が、いろんなことを考えながら、それぞれの行き先を
目指す。

ここは、それぞれの暮らしの時間が動き出す、はじまりの場所。

暑い日も、寒い日も、少し疲れた日も。どんな自分も受け入れてくれる。
出かけやすいまちを目指します。



【目標像実現のための基本方針】**① まとまりのある都市づくり**

- 集約型都市構造への転換を図るため、都市機能の集積や居住誘導を促進し、持続可能な公共交通ネットワークの形成のもと、まとまりのある都市づくりを進めます。
- 将来にわたり安心して住み続けられるよう、居住を誘導するエリアでは、身近な生活圏に日常生活に必要な店舗や病院等がある良好な居住環境のもと、さまざまな世代が生き生きと快適に暮らせるまちを目指します。

② 拠点づくりと生活圏の形成

- 豊橋駅周辺の都市拠点では、都市機能の集積を図ることで、高度で多様なサービスを楽しむ拠点づくりを進めます。
- 都市拠点のまわりに位置する地域拠点では、日常生活に必要な機能の集積や維持を図り、便利で快適に暮らせるよう生活圏の中心となる拠点の形成を図ります。
- 市街化調整区域内の地域拠点では、日常生活に必要な機能を維持し、周辺地域からのアクセス交通の確保により、生活圏の中心となる拠点の形成を図ります。
- 市街化調整区域の集落地では、農地や自然環境との調和の中、地域の実情に応じて、既存集落を中心に集約化を進め、将来にわたり一定のコミュニティを維持できる生活圏の形成を図ります。

③ 多様な選択ができる公共交通ネットワークの形成

- 公共交通幹線軸を中心とした公共交通ネットワークは、まとまりのある都市づくりの実現に必要不可欠であるため、都市づくりと一体となった持続可能なネットワーク形成を促進します。
- 公共交通が環境や健康に優しい乗り物という点に着眼した、交通行動の変革を促す取り組みを進めることで、過度に自家用車に頼らない都市交通体系を構築していきます。
- これら公共交通ネットワークの形成にあたっては、誰もが安全で安心して移動できるよう、自動運転技術や新たな情報技術の適用可能性を検討し、快適に暮らせる便利なまちを目指します。

目標像
2

活気あふれる元気なまち

～活気にあふれ豊かに暮らせる豊橋であり続けるために～

まちの魅力と活力が広く伝わり、何度でも訪れ、めぐりたくなるにぎわいづくりと持続的な産業発展ができるまちを目指します。

【目指すまちのイメージの一例】

大切なあの人と駅前で待ち合わせ。最近できたあのカフェで作戦練って。
「今日は駅前を案内するね」「明日は海の方まで行っちゃおうか」

前から居ても、久しぶりに来ても、初めて来ても。
場所と人に元気をもらえる過ごし方、楽しみ方を提供できるまちを目指します。



豊橋のすごいところはどこでしょう？
自然がいっぱい。適度に都会。美味しい野菜に新幹線。
なんといっても三河港。

地の利、だけじゃない。たゆまぬ努力と鳥のまなざし。
コツコツと、そして大胆に。未来を見据えた活力あるまちを目指します。



【目標像実現のための基本方針】**① にぎわいと交流の拠点づくり**

- 豊橋駅周辺の都市拠点では、商業施設・文化施設など広域的な利用を想定した都市機能の集積を高め、多様なライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保し、にぎわいと活気に満ちた東三河の中心にふさわしい拠点の形成を図ります。
- 多くの市民や来訪者が集い、交流できるまちなかの空間形成を促進するため、市民協働や民間活力を活かしながら、中心市街地の活性化を進めるとともに、まちなかに滞在したくなるよう、居心地が良く歩きたくなるまちなかの創出を進めます。
- 広域交流拠点では、観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を活かしながら、道の駅「とよはし」を中心に、広域的なにぎわいが生まれ多様な世代の交流が促進されるよう、他施設との連携強化をより一層図ります。

② さらなる産業の活性化に向けたヒトとモノの流れを支える基盤整備

- 名豊道路（国道23号バイパス）や浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）をはじめとする広域幹線道路は、産業を活性化するために重要な都市基盤であるため、整備や早期実現に向けた取り組みを推進するとともに、効率的で機能的な道路ネットワークの実現に向け、市内の幹線道路の整備を進めます。
- リニア中央新幹線の開業により、ヒトとモノの対流がさらに拡大することから、地域資源などを活かしたまちの魅力向上とともに、豊橋駅の機能強化を図ることで、活力あふれるまちを目指します。
- 三河港は、今後も世界に誇る重要港湾であり続けるため、港湾機能のさらなる強化に向けた整備を促進します。

③ 交通基盤を活かした産業基盤の整備

- 新規産業の立地を促進し、雇用機会の拡大や市勢の発展を図るため、既存の産業拠点への集積促進や、周辺環境に配慮した新たな産業拠点の整備など、さらなる産業の活性化に向けた拠点の強化を図ります。
- 国内有数の産出額を誇る農業が、これからも本市を代表する産業であり続けるため、広域幹線道路沿いを中心に農地の集積を促進します。また、農業者が安定的かつ効率的に生産できる基盤の整備を進めます。

目標像

3

自然豊かな美しいまち

～環境にやさしく、自然と調和した美しい豊橋であり続けるために～

私たちの社会や経済活動を支える基盤となる、豊かな自然環境を思いやりながら、心地よく暮らせる美しいまちを目指します。

【目指すまちのイメージの一例】

やっぱり豊橋って住むのにちょうどいい。山があつて、川があつて、空気がきれいで、絵になるまち。

ただ、そこにあるだけじゃ豊かさは続かない。

誰かがいくらかの誇りとともに、思いをはせて、手を入れて。

その気持ちを大切に、豊かで美しいまちを目指します。



そよぐ風。降り注ぐ日の光。運ばれてくる新緑の香り。
未夾の豊橋のため、二輪のタイヤで駆けていく。

今日のひと漕ぎが明日への第一歩。

地球の恵みに応えられるよう、環境に優しいまちを目指します。



【目標像実現のための基本方針】

① 自然と調和する美しい都市づくり

- 無秩序な市街地拡大の抑制と良好な居住環境の形成のため、市街地を取り囲む斜面林や街路樹などのグリーンベルト、東部などに広がる豊かな森林、まとまりのある農地などの保全を図ります。
- 生物多様性を確保するため、水と緑のネットワークを形成します。また、日々の生活に潤いと活気をもたらすため、住宅地等にある身近な緑の質の向上と活用により、暮らしを彩る緑を形成します。
- 地域らしく心地よい景観を次世代に引き継ぐため、地域の成り立ちやさまざまな自然、歴史・文化などの景観資源を大切にするとともに、新しく魅力ある景観を創出し、誇りと愛着を感じる美しい景観を形成します。

② 人と環境にやさしい都市づくり

- 環境や健康に優しいまちづくりに寄与するため、集約型都市構造の形成を進めます。また、公共交通の利用や徒歩等での生活を促進し、人々の快適な暮らしを維持しながら、低炭素型のまちの形成を図ります。
- 自動車が円滑に走行できる道路整備や自転車通行空間、歩行空間の整備を進め、環境に配慮した移動を促進します。
- 公共施設や住宅地等の緑化、再生可能エネルギーの導入、公共施設や民間の建築物の低炭素化等を促進し、環境に配慮したまちづくりを推進します。

目標像

4

安全・安心がつづくまち

～持続性が高く、災害にも強い豊橋であり続けるために～

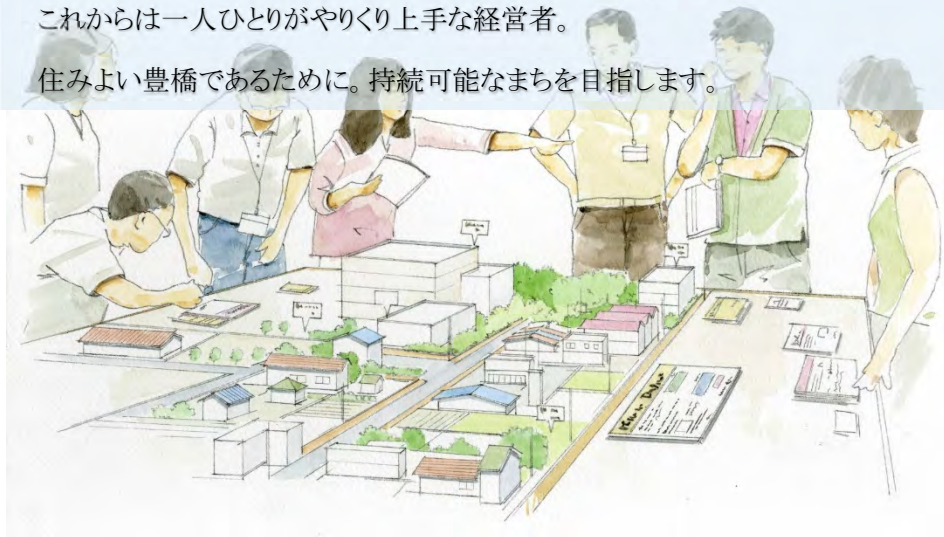
自然災害等の有事に備え、先を見据えた都市経営により、災害に強く安全で安心な暮らしが続くまちを目指します。

【目指すまちのイメージの一例】

災害が発生した時の心構えは大丈夫？
日ごろの備えを確認して、防災訓練にも参加します。
都市づくりの心構えは大丈夫？
消防車が通れる広い道、みんなが避難できる公園、もしもに備え整ったまち。
命を守る、災害に強いまちを目指します。



あちこちにある施設。少し古くなってきた。
あれもこれもつくりかえて、きれいに…なかなかそうもいかない時代。
私たちの子どもや孫の世代に、本当に求められるまちの姿って？
これからは一人ひとりがやりくり上手な経営者。
住みよい豊橋であるために。持続可能なまちを目指します。



【目標像実現のための基本方針】

① 大規模自然災害等に備えた安全で安心な暮らしの確保

- 災害から市民の暮らしを守るため、災害ハザードエリアから安全な地域への居住誘導を進め、災害リスクを考慮した土地利用への転換を図ります。
- 大規模自然災害に備えた都市基盤の強化や、総合的な治水対策などを計画的に進めるとともに、災害時の道路ネットワークの強化と防災拠点の充実を図り、安全・安心の都市づくりを進めます。
- 災害に備えた都市づくりをより効果的にするため、市民の防災意識を高めるとともに、地域防災力の向上を図り、市民と一体となって災害に強いまちを目指します。

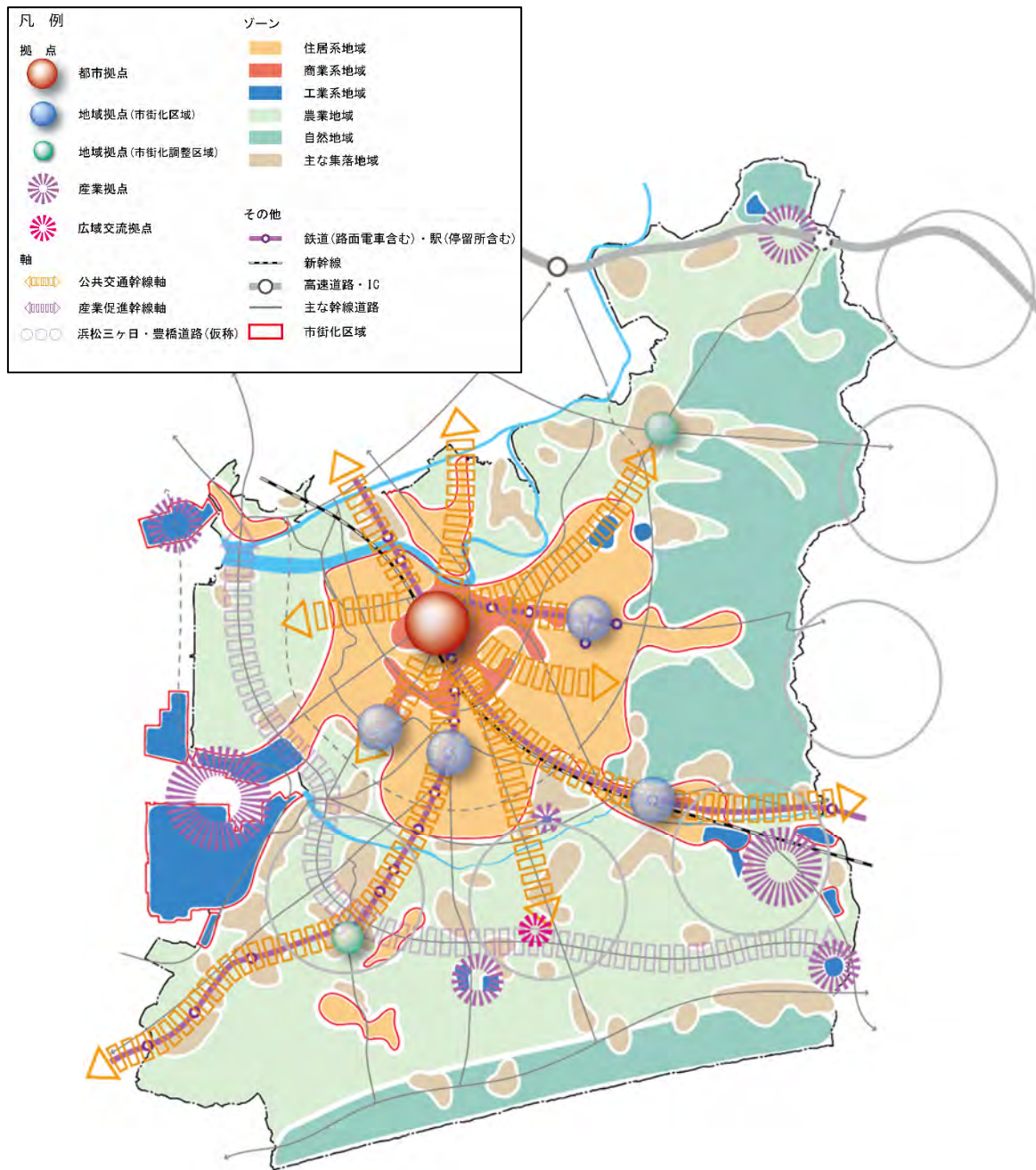
② 持続可能な都市経営を見据えた都市施設の配置

- 都市施設等のストックについては、長寿命化対策により有効活用を図りつつ、機能の複合化、集約化などを進めるとともに、目指すべき都市構造に対応するため、都市施設等の適正配置を図り、持続可能な都市づくりを進めます。
- 都市の持続性を確かなものとするため、都市施設等の維持管理などにあたっては、民間活力の導入や市民協働により、一層効果的なストックマネジメントを進めます。

2 将来都市構造

目標像の実現に向け、将来都市構造を定めます。都市構造は、商業、医療、福祉などの都市機能や産業基盤、交流施設といった多様な機能が集積し各地域の中心的な役割を果たす「拠点」、公共交通や主要幹線道路等により各拠点を結び市民の生活や産業活動を支える「軸」、住居系地域や商業系地域など、地域の大まかな土地利用の方向性を示す「ゾーン」の3つの要素から構成します。

図 将来都市構造図



語句の説明	
①拠点	
<p>■ 都市拠点： 鉄道や路面電車、路線バスなどの利便性の高い公共交通が集中している豊橋駅周辺における、商業施設、医療施設、福祉施設、金融施設、行政施設といった高度で多様な都市サービスを楽しむことができる広域的な都市機能の集積及び多様な世代やライフスタイルに応じた居住と雇用の場を確保する、にぎわいと活気のある東三河の中心拠点</p> <p>■ 地域拠点(市街化区域)： 南栄駅周辺、二川駅周辺、井原停留場周辺及び藤沢町周辺における、店舗や病院、銀行など日常生活に必要な都市機能の集積を高め、市街地内の生活圏の中心となる拠点</p>	<p>■ 地域拠点(市街化調整区域)： 大清水駅周辺、和田辻停留所周辺における、既存の交通結節機能や施設を活かし、日用品を扱う店舗や病院など身近な都市機能の維持を図り、市街化調整区域の生活圏の中心となる拠点</p> <p>■ 産業拠点： 三河港の臨海部や県境部といった既存の産業基盤が充実した地区や、主要幹線道路沿道等の交通基盤の利便性が高い地区における、工場や物流施設の集積を促進することでさらなる産業の発展に資する拠点</p> <p>■ 広域交流拠点： 道の駅「とよはし」周辺における、観光資源、農業・農産物等の地域固有の資源を活かし、広域から多くの人々が訪れ、交流する中で活気や活力を育む拠点</p>
②軸	
<p>■ 公共交通幹線軸： バスや鉄道など、高いサービス水準と速達性、定時性を持つ利便性の高い幹線的な公共交通で、市外との往来に対応する広域幹線や、都市拠点と地域拠点などを結ぶ市内幹線の軸</p> <p>■ 産業促進幹線軸： 三河港の臨海部、県境部などの産業拠点と、広域的な産業拠点や高速道路との連絡強化を図る軸</p>	<p>■ 浜松三ヶ日・豊橋道路（仮称）： 東名高速道路三ヶ日JCTと三河港を起終点とし、弓張山地の東側を経過地とする予定の新たな幹線道路。2020（令和2）年6月にルート帯3案が示された。速達性、定時性の向上による物流支援や災害時の円滑な救護活動・支援物資輸送、広域道路ネットワークの構築による地域間交流の促進などが期待されている軸</p>
③ゾーン	
<p>■ 住居系地域： 良好な居住環境が維持・保全され、生活利便施設が適切に立地する住宅用地を主体とする地域</p> <p>■ 商業系地域： 土地の高度利用が図られ、広域的な利用が見込まれる都市機能が集積する商業用地を主体とする地域</p> <p>■ 工業系地域： 工場の生産環境の維持・保全と利便性の向上が図られつつ、周辺環境と調和した工業用地を主体とする地域</p>	<p>■ 農業地域： 農業生産の場として優良な農地が保全された地域</p> <p>■ 自然地域： 生物多様性の保全が図られるとともに、市民が自然とふれあうことのできる場が確保された地域</p> <p>■ 主な集落地域： 市街化調整区域において居住環境が維持・確保され、一定のコミュニティが形成された地域</p>

3 豊橋市立地適正化計画の方針

「立地適正化計画」とは、人口減少や高齢化等に対応し、持続可能な都市経営を行うために策定する、居住機能や商業・医療・福祉等の都市機能の立地、公共交通幹線軸の形成等に関する包括的なマスタープランのことを言い、本市では 2018（平成 30）年度に策定しています。

豊橋市立地適正化計画に定められた「都市機能誘導区域」、「居住誘導区域」、「歩いて暮らせるまち区域」を市街化区域内に示し、中心市街地のにぎわい創出や、各拠点における都市機能の集積を支えるために必要な人口密度を、将来にわたり維持するとともに、都市拠点と地域拠点を結ぶ公共交通幹線軸の維持や、住み続けることができる安全・安心な暮らしの確保を目指します。

将来都市構造の実現に向けた集約型都市構造への転換を図るため、立地適正化の方針を以下に定めます。

■ 都市機能の誘導方針

本市の人口の将来見通しや課題を踏まえつつ、本市の都市拠点においては、定住促進や市外への転出抑制につながる雇用の場の充実を図るとともに、にぎわいや活気の創出につながる高度な都市機能の集積を高めます。

また、地域拠点においては、地域の生活の中心として日常生活に必要な都市機能の集積を高めていきます。

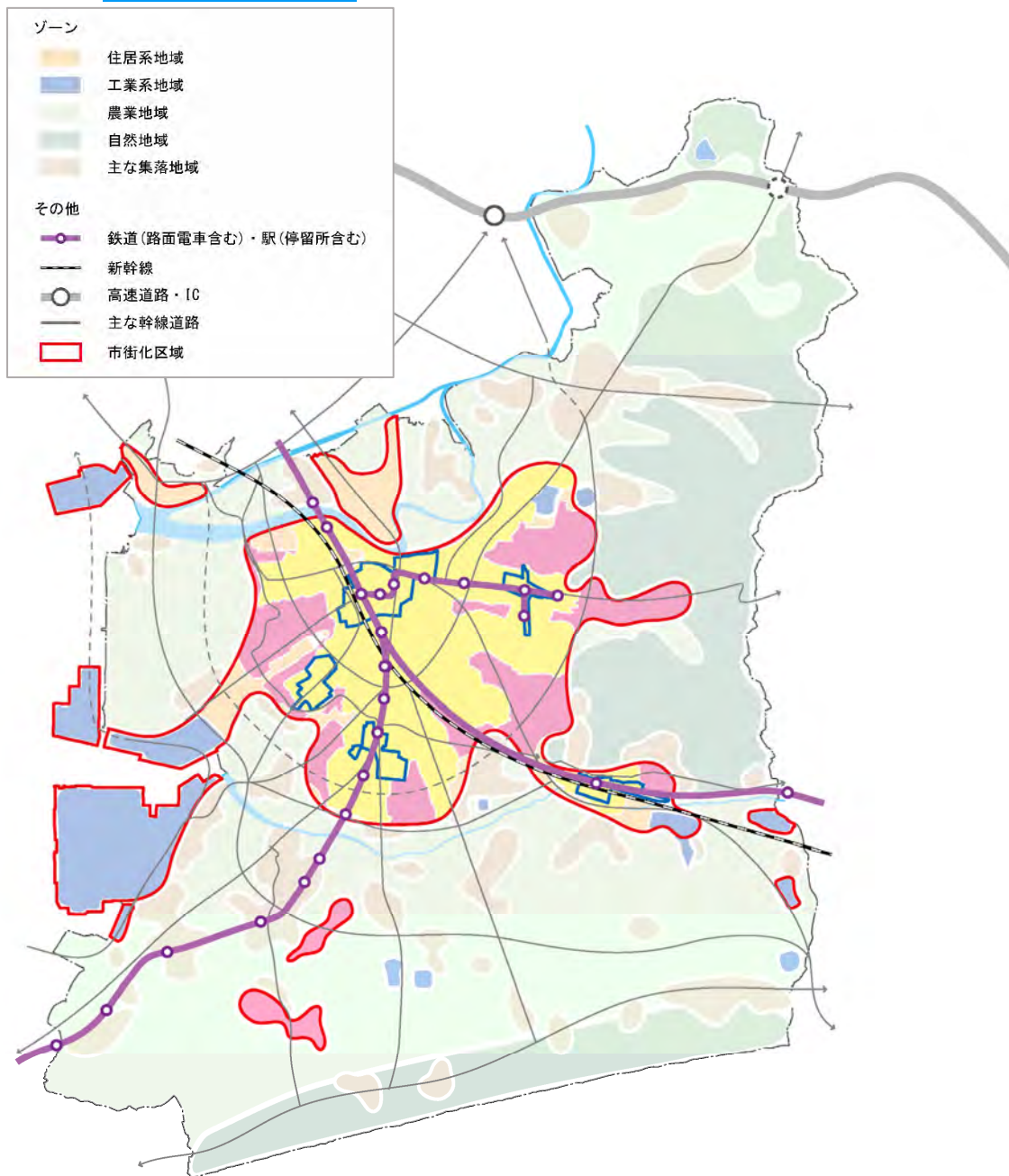
■ 居住の誘導方針

都市機能集積の効果を活かしながら、確実に生活サービスを提供するとともに、将来にわたり都市機能を維持できるように、災害危険性の高い区域を除き、公共交通と連携しながら中長期的に居住の誘導を図ります。

図 豊橋市立地適正化計画の方針における区域図

凡例

居住誘導区域	一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスや地域コミュニティが持続的に確保されるよう、居住を誘導する区域
歩いて暮らせるまち区域	都市機能誘導区域または各拠点へのアクセス性に優れた公共交通幹線軸沿線の居住誘導区域内において、居住を積極的に誘導する区域
都市機能誘導区域	商業・医療・福祉等の都市機能を都市の中心拠点や生活拠点に誘導し集約することにより、これらの各種サービスの効率的な提供を図る区域

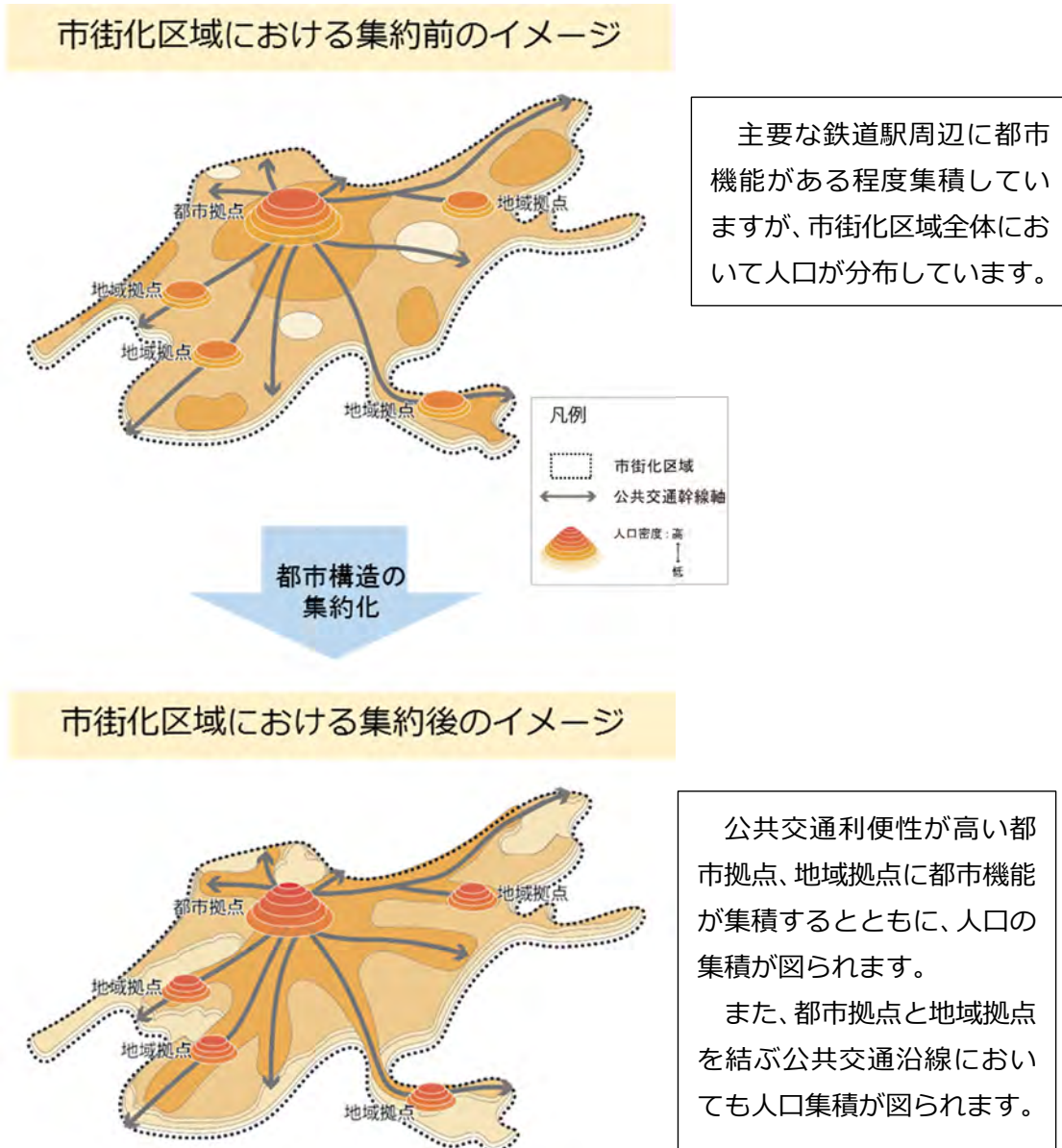


4 立地適正化計画における市街化区域の都市集約のイメージ

都市拠点である豊橋駅周辺では、市外からの利用も想定する広域機能の立地を維持・誘導するなど、まちににぎわいと活気をもたらし、人々に高度で多様なサービスを提供する都市機能を集積します。

また、公共交通ネットワークが形成されている主要な鉄道駅周辺等においては、広域的な都市機能、日常生活に必要な地域機能を集積し、良好な市街地を形成します。そして、都市拠点と地域拠点を結ぶ主要な鉄道・路面電車・幹線バス路線沿線では、病院、買い物等の暮らしを支える生活利便施設等を集積し、歩いて暮らせるまち区域を形成することで、生活利便性の高い市街地を形成します。

図 市街化区域における都市集約のイメージ



集約されると・・・

- まちなかを中心に、買い物や通院などが便利な暮らしやすいまちになる。
- 公共交通が利用しやすくなり、高齢者をはじめとした多くの人が出かけやすくなる。
- 行政サービスが集約・再編され、都市経営が効率化する。

